

【商品概要説明書】

横浜信用金庫

積立式定期預金

(令和6年4月1日現在)

1. 商品名	積立式定期預金
2. 販売対象	・法人、個人
3. 期間	・6か月以上10年以下（3か月の据置期間を含みます。）
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・契約期間内で分割預入 ・1回当たり1,000円以上1,000万円未満 ・1円単位
5. 払戻方法	・満期日以後に一括して支払います。
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	・各分割預入日における、預入日から満期日の前日までの日数に応じた自由金利型定期預金（M型）の店頭表示の利率を適用します。 ただし、契約期間が3年以上の場合には、満期日からさかのぼって2年毎に利息計算日を定め、その計算日において預入日または前回の利息計算日からの期間が1年以上あるものについては、預入時または前回の利息計算日におけるその期間に応じた自由金利型定期預金（M型）の店頭表示の利率を適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算
7. 税金	・個人の利息には20%（国税15%、地方税5%）の税金がかかります。 ※平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われるお利息等には復興特別所得税が課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。 （ただし、マル優を利用の場合は除きます。） ・法人は総合課税となります。
8. 手数料	——
9. 付加できる特約事項	・普通預金からの自動振替による預入ができます。 ・個人のはマル優の取扱いができます。
10. 中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、裏面の預入期間に応じた中途解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により計算した中途解約利息とともに支払います。 ・中途解約利率が解約日における普通預金の利率を下回るときは、解約日における普通預金の利率とします。
11. 金利情報の入手方法	・金利は店頭備え付けのデジタルサイネージ（大型液晶ディスプレイ）または窓口へご照会ください。
12. リスクに関する事項	・預金保険制度の付保対象預金です。 預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。当金庫に複数の口座がある場合には、決済用預金（当座預金、決済用普通預金及び別段預金の一部）を除く他の付保対象預金などの預金元本を合算して1,000万円までとその利息等が保護されます。

積立式定期預金

このまちの未来をともにつくる



13. 苦情処理措置・紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス統括部（9時～17時、電話：0120-828-833）にお申し出ください。 ・紛争解決措置 神奈川県弁護士会（電話：045-211-7716）、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、コンプライアンス統括部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）、関東地区しんきん相談所（9時～17時、電話：03-5524-5671）にお問い合わせください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫コンプライアンス統括部もしくは全国しんきん相談所にお問合せください。
14. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。

【中途解約利率一覧】

預入期間	[定型方式] 1か月、3か月 6か月 1年、2年 [満期日指定方式] 1か月超3年未満	[定型方式] 3年
6か月未満	解約日における普通預金の利率	解約日における普通預金の利率
6か月以上 1年未満	約定利率×50%	約定利率×40%
1年以上 1年6か月未満	約定利率×70%	約定利率×50%
1年6か月以上 2年未満	約定利率×70%	約定利率×60%
2年以上 2年6か月未満	約定利率×70%	約定利率×70%
2年6か月以上 3年未満	約定利率×70%	約定利率×90%

※中途解約利率が解約日における普通預金の利率を下回るときは、解約日における普通預金の利率とします。

※平成14年5月2日以前にご契約した定期預金の中途解約利率は、窓口へお尋ねください。